

白老町自治基本条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていかうとする意思を明確にし、考え行動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。</p> <p>2 略</p> <p>(町政参加の推進)</p> <p>第9条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう<u>町政参加の推進に努めます。</u></p> <p>(町民の役割と基本姿勢)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町民は、<u>お互いを尊重し合い、協力し合う</u>とともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。</p> <p>(議会活動の充実)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会は、<u>会期外においても</u>、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査研究に努めます。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第24条 職員は、町民との信頼関係を深め、公正で適正に職務を遂行する責務を有します。</p> <p>2 略</p> <p>(個人情報保護)</p> <p>第31条 執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのない</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていかうとする意思を明確にし、考え行動することで、互いに支え合い、いつまでも安心して<u>共に生き活きと暮らすこと</u>のできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。</p> <p>2 略</p> <p>(町政参加の推進)</p> <p>第9条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう<u>町政参加を推進します。</u></p> <p>(町民の役割と基本姿勢)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町民は、お互いを尊重し、協力し、<u>支え合う</u>とともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。</p> <p>(議会活動の充実)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会は、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査研究を推進します。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第24条 職員は、町民との信頼関係を深め、<u>法令等を遵守し</u>、公正で適正に職務を遂行する責務を有します。</p> <p>2 略</p> <p>(個人情報保護)</p> <p>第31条 執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのない</p>

<p>よう個人情報の収集、利用、提供や管理等について、適切な措置を<u>取るよう努めます。</u></p> <p>2 略 (広域連携)</p> <p>第32条 執行機関は、他自治体と広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、<u>効率的なまちづくりを推進するよう努めます。</u></p> <p>2 執行機関は、各分野における様々な取組みを通じて、町外の人々との人的交流を図り、<u>まちづくりの推進に努めます。</u></p>	<p>よう個人情報の収集、利用、提供や管理等について、適切な措置を<u>取ります。</u></p> <p>2 略 (広域連携)</p> <p>第32条 執行機関は、他自治体と広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、<u>効率的なまちづくりを推進します。</u></p> <p>2 執行機関は、各分野における様々な取組みを通じて、町外の人々との人的交流を図り、<u>まちづくりを推進します。</u></p>
---	--